

令和7年（2025年）9月19日

定額減税補足給付金（不足額給付）給付額誤算定の発生について

1. 覚知日時

令和7年（2025年）9月16日（火）17時

2. 発生場所

定額減税補足給付金実施本部（市民協働部コミュニティ政策課内）

3. 内容

定額減税補足給付金（不足額給付）の対象者のうち26名について、令和6年度住民税所得割額にかかる定額減税可能額を2万円（1万円×扶養親族を含めた2名分）と算定すべきところを1万円（対象者本人の1名分）と過少に算定し、受給手続きにかかる案内を送付したことが判明した。

9月16日に、委託事業者の報告により判明。

また、そのうち24名については手続きが完了し、過少に算定された額で給付していることを確認した。

4. 今後の対応

- ・ 26名のうち未給付の2名については、お詫び文書及び再計算した受給額にて受給手続きの案内を再送し対応する。
- ・ すでに給付している24名については、お詫び文書と1万円の追加給付を行う旨の通知書を送付し、10月中に手続きを求めず追加給付を行う。
- ・ 再発防止に向け多重チェックの強化を行い、給付額算定の正確性向上に努めます。

【問合せ】

市民協働部コミュニティ政策課

担当：安井・末次

TEL：06 - 6858 - 2038